

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月6日まで
会社の都合でB社からA社に移籍したが、勤務地も同じで業務の中断も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、当時の申立人の上司は、「申立人は最初に現場員として入社したが、その後、私の元で補佐として業務全般を教えていた。私と同様に会社の都合で籍がB社からA社に移ったが勤務は継続していた。申立人は私が退社した時（平成7年頃）も在籍していた。」と証言している上、複数の同僚が申立人は申立期間にA社C営業所に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の役員及び複数の同僚が、「A社の新体制が整った後、関連会社のB社の全社員をA社に移籍させたが、業務に変更は無く勤務は継続しており、給与から社会保険料も控除されていた。」と証言しているほか、複数の同僚が、「当時、経理はA社本社でまとめて行い、B社は、平成4年12月頃からA社の名称を使用していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成5年4月

の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社は、平成5年4月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によると、同社は昭和46年8月*日に法人登記されていることが確認できることから、申立期間において同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月6日まで
会社の都合でB社からA社に移籍したが、勤務地も同じで業務の中断も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、申立人はA社の役員であるが、当時は同社C営業所に勤務し、現場の業務管理の担当をしていたことを証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人以外のA社の元役員及び複数の同僚が、「A社の新体制が整った後、関連会社のB社の全社員をA社に移籍させたが、業務に変更は無く勤務は継続しており、給与から社会保険料も控除されていた。」と証言しているほか、複数の同僚が、「当時、経理はA社本社でまとめて行い、B社は、平成4年12月頃からA社の名称を使用していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成5年4月の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社は、平成5年4月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録

が無いものの、商業登記簿謄本によると、同社は昭和46年8月*日に法人登記されていることが確認できることから、申立期間において同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月6日まで

私はB社に勤務し会社の都合で同社からA社に移籍したが、勤務地も同じで業務の中断も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社C営業所に勤務していた同僚は、「申立人はD担当で、B社からA社へと継続して勤務していた。当時、会社の都合で営業所の全員がB社からA社に変わるが、仕事内容や給料は変わらないと説明を受けた。また、時期ははっきりしないが、同社C営業所は同社E営業所と同じ住所に移った。」と証言している上、ほかの営業所に勤務する複数の同僚が、申立人は当時の同社同営業所のD部門の担当者だったことを証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の役員及び複数の同僚が、「A社の新体制が整った後、関連会社のB社の全社員をA社に移籍させたが、業務に変更は無く勤務は継続しており、給与から社会保険料も控除されていた。」と証言しているほか、複数の同僚が、「当時、経理はA社本社でまとめて行い、B社は、平成4年12月頃からA社の名称を使用していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成5年4月の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社は、平成5年4月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によると、同社は昭和46年8月*日に法人登記されていることが確認できることから、申立期間において同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、昭和61年6月及び同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月から同年11月までは20万円、同年12月及び62年1月は18万円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月から63年12月までは20万円、平成元年1月は19万円、同年2月から同年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、2年1月から同年7月までは19万円、同年8月は18万円、同年9月は19万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月から3年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月及び4年1月は22万円、同年2月から同年5月までは24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から5年2月までは24万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から6年9月までは24万円、同年10月は26万円、8年8月及び同年9月は22万円、同年10月から9年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月及び10年1月は28万円、同年2月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から平成 6 年 10 月まで
② 平成 8 年 8 月から 10 年 9 月まで

申立期間①及び②について、A社勤務時の標準報酬月額記録が当時支給されていた給与の額よりも低い額であることが分かった。

給料支払明細書を提出するので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認又は前後の期間の給料支払明細書において推認できる総支給額及び保険料控除額から、昭和61年6月及び同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月から同年11月までは20万円、同年12月及び62年1月は18万円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月から63年12月までは20万円、平成元年1月は19万円、同年2月から同年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、2年1月から同年7月までは19万円、同年8月は18万円、同年9月は19万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月から3年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月及び4年1月は22万円、同年2月から同年5月までは24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から5年2月までは24万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から6年9月までは24万円、同年10月は26万円、8年8月及び同年9月は22万円、同年10月から9年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月及び10年1月は28万円、同年2月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書により確認等できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認等できる総支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（石川）厚生年金 事案 7697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書により、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答により、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る給与支給明細書において確認できる保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（石川）厚生年金 事案 7699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答により、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る給与支給明細書において確認できる保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（石川）厚生年金 事案 7701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からB社に社名変更の際の事務手続の誤りだと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答により、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る給与支給明細書において確認できる保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、同僚24人のうち23人が、A社C営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社にて被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（石川）厚生年金 事案 7702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月から 7 年 7 月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、実際に同社から支給されていた給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人から提出された上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を行っていないことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和31年にB社に就職し、32年に同社C営業所に転勤し、44年8月31日まで同社同営業所に勤務した。A社はB社の子会社で、B社C営業所の社員は、全員A社への出向扱いとなっていた。同年9月1日にB社D営業所に転勤し、その後、同社のほかの営業所勤務を経て、49年8月に退社した。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、申立人と昭和44年9月1日にA社からB社に異動した同僚の証言及び申立人の雇用保険の記録から判断して、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の昭和44年7月から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和44年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

厚生年金保険の記録では、A社で昭和53年9月30日に資格を喪失し、B社（現在は、C社）で同年10月2日に資格を取得したこととなっており、申立期間が被保険者期間となっていないが、私は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務していたので空白期間があるのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚から提出された給料明細書から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和53年8月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知（三重）厚生年金 事案 7705

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年8月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年8月まで

申立期間について、記録されている標準報酬月額と、給与支払明細書の保険料控除に見合う標準報酬月額が相違しているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情

が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年5月1日から同年8月1日までの期間については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から54年3月までの期間及び55年8月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から54年3月まで
② 昭和55年8月から平成2年3月まで

申立期間については、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いている。母親は亡くなっているため、詳しいことは分からず、納付を証明できる書類も無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市においても、申立人が国民年金に加入していた形跡が確認できないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から50年3月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、20歳（昭和46年*月）になった頃、厚生年金保険が適用されていない会社に勤めていたので、母親が、A市で国民年金加入手続きを行い、私が53年1月に結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。母親は既に亡くなっているので詳細については分からない。結婚後は、私自身が保険料を納付した。私の国民年金被保険者資格は、59年4月に一度資格喪失したとされているが、喪失手続きをした覚えは無い。申立期間②については、私が、送付されてきた納付書で、郵便局で2か月ごとに2万5,000円ぐらいの保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間①の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金加入手続き及び申立期間①に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳（昭和46年*月）になった頃、母親が申立人の国民年金加入手続きを行ったとしているものの、A市の国民年金受付処理簿の受付年月日欄に「51.01」の記載があり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は51年1月頃に国民年金の加入手続きを行ったものとみられ、この加入手続きの際に、資格取得日を46年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみら

れる。このため、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和 51 年 1 月頃）を基準とすると、申立期間①のうち、46 年*月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については既に 2 年の時効が成立しており、当該期間の保険料を納付することができず、申立期間①のうち、同年 10 月から 50 年 3 月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人は、遡って保険料を一括納付したことを母親から聞いたことは無いとしていることから、母親が、当該期間の保険料を過年度保険料として納付したとする事情までは見いだすことができない。

加えて、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿の検認記録においても、申立期間①の国民年金保険料はいずれも未納とされ、オンライン記録との食い違いは無い。

- 2 申立人は、申立期間②については、金融機関において 2 か月ごとに 2 万 5,000 円（月額 1 万 2,500 円）ぐらいの国民年金保険料を納付したとしているものの、当時、申立人が居住していた B 市では 3 か月単位の納付であり、保険料額も当時の保険料月額（昭和 59 年度 6,220 円、60 年度 6,740 円）とは相違していることから、申立人の申立期間②に係る保険料納付状況の記憶は明確ではない。

また、申立人は、被保険者資格喪失手続（昭和 59 年 4 月 1 日資格喪失）をした覚えは無く、それまでと同様に送付されてきた納付書で保険料を納付したとしているものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも同年 4 月 1 日を資格喪失年月日とする記載が見られ、申立人が所持している年金手帳の記載内容とも符合しており、これら記録管理に不自然な点は見受けられない。

これらのことから、申立人は、前述の国民年金被保険者資格喪失後、国民年金制度改正のあった昭和 61 年 4 月 1 日に再度国民年金被保険者資格（第 3 号被保険者）を取得するまでの間は、国民年金に未加入であり、申立期間②に係る納付書は作成・送付されず、申立人は申立期間②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 3 このほか、申立人及びその母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、当該期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年10月から52年3月まで

私の国民年金加入手続や国民年金保険料納付は、全て父親が行ってくれていた。父親は亡くなっており詳細は不明だが、両親は国民年金制度ができた当初からきちんと保険料を納付しており、私の国民年金保険料も納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月22日にA市に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、49年4月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①及び②当時は国民年金に未加入であり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続が行われたとみられる昭和52年10月を基準とすると、申立期間①については既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②については、前述の加入手続時期を基準とすると、過

年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は、父親から保険料を遡って納付したことを聞いた覚えは無いとしている上、国民年金被保険者台帳によれば、申立期間①と②の間である昭和50年4月から同年9月までの保険料は、申立人が53年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、その時点で既に納付済みとされていた同年1月から同年3月までの保険料を過誤納として当時未納とされていた50年4月から同年9月までの保険料として充当されたものであることが確認できることなどから、父親が申立期間②の保険料を過年度保険料として納付したと推認することまではできない。

このほか、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納とされている上、父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年2月までの期間、50年6月から52年3月までの期間、55年6月から56年3月までの期間及び63年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から49年2月まで
② 昭和50年6月から52年3月まで
③ 昭和55年6月から56年3月まで
④ 昭和63年3月から同年6月まで

私は、申立期間①については、会社を退職（昭和48年10月）後、A市B区役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③については、結婚（50年3月）後で、申立期間②は同市C区で、申立期間③は同市D区で、夫婦一緒に保険料を納付していた。申立期間④については、離婚（56年4月）後で、同市同区で保険料を納付していた。退職や転居の都度、役所で必要な手続を行い、保険料は、送られてくる納付書で郵便局や金融機関で納付したり、役所の窓口や集金人に納付したりした。

申立期間ごとの国民年金の加入や切替手続の詳細、保険料の具体的な納付方法、納付場所及び納付金額までは覚えていないが、未納期間を作らないようにその都度納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間ごとの国民年金の加入や切替手続の詳細、国民年金保険料の具体的な納付方法、納付場所及び納付金額までは覚えていないとしている上、申立期間②及び③において一緒に保険料を納付したとする元夫とは連絡が取れないとしていることから、申立期間①から④までに係る国民年金

加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

- 2 オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、1回目は、昭和48年11月28日にA市B区に払い出され、資格取得日を同年11月1日（申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）とする事務処理が行われている。2回目は、52年4月4日に同市C区で、資格取得日を20歳到達時である48年*月*日（その後、厚生年金保険被保険者資格喪失日である50年6月1日に訂正されている。）として、夫婦同日に払い出されており、この二つの国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出された頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この1回目の加入手続時期を基準とすると、申立期間①については、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であったものの、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれも、申立期間①に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無く、申立期間①に係る保険料が納付されていた形跡も見当たらない。
- 3 申立期間②については、前述の2回の加入手続時期を基準とすると、i) 1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和49年3月1日の資格喪失後、資格を再取得したのは55年6月1日とされており、申立期間②当時、国民年金に未加入となること、ii) 申立人は、夫婦一緒に保険料を納付したとしているところ、元夫の国民年金手帳記号番号は、前述の申立人の2回目の払い出しと同日の52年4月4日に払い出されており、それ以前に元夫に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間②当時、元夫も国民年金に未加入であり、夫婦一緒に保険料を納付することはできなかったと考えられることから、申立期間②が現年度保険料あるいは過年度保険料として納付されたとは考え難い。
- 4 申立期間③については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれも、申立期間③に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い上、申立人は、保険料を遡って納付したことや、まとめて納付した覚えは無いとしていることから、申立期間③が現年度保険料あるいは過年度保険料として納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことができない。
- 5 申立人が離婚（昭和56年4月）後に転居したとするE町（現在は、F市G区）の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①、②及び③は未納とされており、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録との食い違いは無く、申立期間①、②及び③に係る保険料が納付されていた形跡も見当たらない。

- 6 申立期間④については、申立人は、離婚（昭和 56 年 4 月）後の期間で、A 市 D 区で保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録の申立期間④に係る資格取得日及び資格喪失日は、前述の 2 回の加入手続で払い出され、その後、E 町において重複取消手続が行われた後の申立人の国民年金手帳記号番号では確認できず、平成 9 年 1 月に導入された基礎年金番号の記録において確認できることから、昭和 62 年 10 月に資格喪失後、63 年 3 月に再度、資格取得し、同年 7 月に資格喪失したこの記録は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後に処理されたと考えられ、申立人は、申立期間④当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。
- 7 申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していた周辺事情も見当たらない。
- 8 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成12年4月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年3月まで
② 平成12年4月から15年3月まで

私は、申立期間当時、大学生で実家の経済状態も良くなかったため奨学金を受けており、学生納付特例の申請を行っていた。毎年、社会保険事務所（当時）に、学生納付特例の相談に行っていた覚えがあるが、当時の資料は引越しの際に紛失してしまい、いつどこでどのように申請をしたかについては記憶に無い。申立期間は、学生納付特例の申請を行っていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、学生納付特例申請を行ったとしているところ、当該制度の開始は平成12年度からであること、申立人は、申請時期、申請場所、申請方法及び申請後に送付される国民年金保険料申請免除承認（却下）通知書又は国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書の受領については記憶に無いとしていることから、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続又は学生納付特例申請手続の詳細は不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市の回答によると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について、免除申請又は学生納付特例申請を行った形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無く、これら記録管理に不自然な点も見受けられない。

さらに、免除申請及び学生納付特例申請については、制度上、毎年度、申請を行うこととされていることから、申立期間に係る申請は少なくとも4回行うことが必要であるところ、これらの申請に係る事務処理の全てにおいて、記録漏れ、記録誤り等が生じたとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと、及び学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたこと、及び学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間のうち、平成12年4月から15年3月までの国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から49年3月までの期間及び平成10年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から49年3月まで
② 平成10年8月

申立期間①については、国から国民年金に加入するよう言われたので、私が20歳（昭和37年*月）頃に、母親が私の国民年金加入手続を行い、39年1月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。結婚後については、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたが、妻の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料は未納とされているのはおかしい。私の納付記録が全て消えてしまったわけではなく、納付された記録も残っており、申立期間の納付記録が抜け落ちてしまった。申立期間②については、妻に任せていたので詳細は分からないが、口座振替で納付していたと思う。保険料納付したことが分かる資料は、家を建て替えた際に紛失してしまい何も無いが、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親及び妻は、既に亡くなっていることから、申立人の国民年金加入手続及び申立期間①及び②に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳頃に母親が申立人の国民年金加入手続を行い、結婚するまでの保険料については、母親が納付し、結婚後の保険料については、妻が定期的に納付していたとしているところ、オンライン記録、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和49年4月頃にA市（現在は、B市）で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない

ことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を37年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親及び妻は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、昭和37年*月から46年12月までの保険料については、時効（2年）により納付することができないものの、第2回特例納付（49年1月から50年12月まで）を利用して納付することは可能であり、申立期間①のうち、47年1月から49年3月までの保険料については、過年度保険料及び現年度保険料として納付が可能であったが、申立人は、前述のとおり、母親及び妻が、定期的に納付していたとしており、遡って納付したことやまとめて納付したことは聞いていないことから、母親及び妻が、申立期間①の保険料を過年度保険料及び特例納付の保険料として納付したと推認することまではできない。

加えて、申立期間②については、妻が、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間②を除く昭和59年4月から60歳到達までの保険料が、夫婦同日に現年度納付されていることが確認できるものの、申立期間②の保険料は妻も未納とされている上、平成12年7月6日に社会保険事務所（当時）において、申立人及びその妻に申立期間②についての過年度納付書が作成・送付されたことを示す記録が確認でき、過年度納付書作成当時において、申立期間②の保険料は未納であったものとみられる。

その上、申立期間②当時には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ないことから、申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、オンライン記録及びA市の被保険者名簿によると、申立期間①及び②の保険料は未納とされており、いずれの記録にも食い違いは無く、不自然な点も見受けられない上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社及びB社において、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。いずれも、月末まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 51 年 3 月 25 日とされており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、「既に会社は解散しており、申立期間当時の状況については、資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様、昭和 51 年 3 月 26 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されている同僚が 1 人確認できるものの、当該同僚からは回答を得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人が記憶している同僚 11 人のうち、連絡先の判明した同僚 8 人に申立人の退職日について照会したところ、6 人から回答があり、そのうち 3 人の同僚が申立人のことは覚えているものの、退職日までは分からない旨回答している。

申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、申立期間②当時のB社の社会保険事務担当者は、「申立人のことは覚えているが、いつ退職したかは分からない。給与事務をしていたが、税理士が入っていたため、詳しいことは分からない。また、税理士の名前も覚えていない。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している同僚6人のうち、連絡先の判明した同僚3人に申立人の退職日について照会したところ、2人から回答があり、そのうち1人の同僚が申立人のことは覚えているものの、退職日までは分からない旨回答している。

加えて、B社の当時の事業主は、「申立人のことは覚えている。また、従業員は基本的に月末まで勤務してもらっていた。申立人だけが1日前に辞めるということはないと思う。」と証言しているものの、同社の従業員の厚生年金保険の加入状況を見ると、被保険者記録が確認できる90人のうち、月の途中で喪失している者が48人みられ、月初（1日）の喪失者は42人にすぎないことから、同社では全ての従業員について月末まで勤務させる取扱いではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 9 月 24 日から同年 11 月 23 日まで
② 昭和 19 年 8 月 19 日から 26 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 1 月 20 日から 32 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 34 年 2 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 10 日まで

申立期間について、厚生年金保険等の記録が無いのは納得できない。それぞれの事業所にはもう少し長く勤務していたと思うので、申立期間について、調査審議の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A丸又はB丸にもう少し長い間乗船し、船員保険に加入していたはずだと主張している。

しかし、A丸について、船員保険被保険者名簿に記載されている事業所は、法務局において法人登記された記録は確認できず、事業所及び当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は船員手帳を所持しておらず、当時の船長及び同僚の名前を覚えていない。

さらに、上記船員保険被保険者名簿に記載されている同僚は、いずれも死亡している等の理由から連絡が取れず、証言が得られない。

一方、B丸について、同船の船舶登記簿において確認できる船舶所有者C

社は、商業登記簿謄本によると、平成6年5月*日に破産終結しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同船における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は船員手帳を所持しておらず、当時の船長及び同僚の名前を覚えていない。

さらに、上記船員保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したが、証言が得られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B丸にもう少し長く乗船していたか、D社E営業所にもう少し長い間勤務していたはずだと主張している。

しかし、B丸について、前述のとおり、申立人の同船における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

一方、D社E営業所について、同社は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、D社E営業所の複数の同僚は、いずれも申立人を知らないと言っている。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社E営業所又はF事業所にもう少し長い間勤務していたはずだと主張している。

しかし、D社E営業所について、前述のとおり、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、F事業所について、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、同事業所は、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、F事業所は、昭和37年12月30日に適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時の事業主とは、連絡が取れない。

さらに、F事業所において、厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚に照会したが、証言が得られない。

- 4 申立期間④について、申立人は、F事業所又はG事業所にもう少し長い間勤務していたはずだと主張している。

しかし、F事業所については、前述のとおり、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、G事業所について、同事業所は、昭和47年10月21日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、G事業所において、厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日が申立人と同日である同僚は、「G事業所での勤務期間は、申立人と一緒だった。私の厚生年金保険の記録と勤務は一致している。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の被保険者資格取得日（昭和44年2月1日）は、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間④のうち、昭和40年4月1日から44年2月1日までの期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、G事業所又はH社にもう少し長い間勤務していたはずだと主張している。

しかし、G事業所について、前述のとおり、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、H社について、同社は、平成6年1月31日に適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、H社は、昭和51年7月10日に適用事業所となっており、申立期間⑤において、適用事業所であった記録は確認できないところ、同社の同僚は、「H社には、昭和48年11月から勤務したが、私は、同社が適用事業所となった51年7月に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。